

地域密着型サービス事業者等の指定及び指定に係る
同意についての基本方針

地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できるサービスであるが、例外として、事業所が所在する市町村長の同意を得た上で、当該事業所を指定（区域外指定）することで北山村の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用することができる。

そこで、地域密着型サービスの適正な運営と利用を実現することを目的に、地域密着型サービスの利用にかかる市町村間の同意、区域外指定について、北山村では次のとおり基本方針を定め取り扱うこととする。

なお、住所地特例対象者については、施設所在市町村の地域密着型サービスを利用することが可能であるため、区域外指定の必要はない。

○村外事業所の指定

北山村の被保険者が村外事業所の利用を希望する場合、当該事業所が利用希望者の受け入れが可能であり、かつ、当該事業所の所在する市町村長の同意が得られることを前提に、やむを得ない事情として次の条件のいずれかに該当するときに限り指定の手続きを行う。

- (1) 当該被保険者が災害からの避難やDV 被害者であること等から住民票を異動することができない場合。
- (2) 当該事業所が、北山村の近隣市町村に所在し、かつ、村内同種サービスの利用が不可能または著しく困難である場合。
- (3) 家族・親族等が居住する地域の事業所を利用する場合で、当該事業所以外の介護サービスでは代替できない合理的な理由があると認められる場合。

※住民票を北山村から異動することなく村外に居住している北山村の被保険者が、村外の事業所サービスの利用を希望する場合は、住民票を異動することが前提となります。

○同意を行う基準（村外の被保険者が村内の事業所を利用する場合）

他市町村長から北山村に所在する地域密着型サービス事業所の利用の同意を求められたときは、次の要件（1）～（3）の全て、もしくは（4）に該当する場合に同意を行うものとする。

- (1) 当該事業所を利用する他市町村の被保険者の割合が概ね2割以内であること。
- (2) 当該事業所に空きがあり、利用待機者もないこと。
- (3) 当該事業所がサービスの利用について内諾していること。
- (4) その他、村長が必要と認めた場合。